

申込手順・留意事項について (特例貸付) 緊急小口資金

1 まず、桶川市社会福祉協議会に御相談ください。

(TEL 048-728-2221)

以下の点について御相談ください。

- ① コロナウイルスの影響で減収になっている状況について
 - ・ いつから休業や失業等に至ったのか
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響がどのようにあったか
- ② 必要な貸付金額
貸付金額が10万円を超えて申請できる場合の世帯は以下のとおりです。
 - ア) 世帯員の中にコロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合
 - イ) 世帯員に要介護者がいる場合
 - ウ) 世帯員が4人以上いる場合
 - エ) 世話をする子供が i) 小学校等が休校している場合、ii) 感染のおそれのある小学校等に通っている場合
 - オ) 世帯員に個人事業主がいる場合
 - カ) 特に資金の貸付需要がある場合

2 桶川市社会福祉協議会のHPから、様式をダウンロードしてください。

- ① 借入申込書
- ② 借用書
- ③ 緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書
- ④ 収入の減少状況に関する申立書※
※ 収入の減少状況に関する申立書は、収入状況が明らかになる書類(減収前後の給与明細(写)、減収前後の預金通帳(写)等)が御用意できないに御使用ください。
- ⑤ 世帯の収支状況記入表
- ⑥ 特例貸付(緊急小口資金)相談者用「チェックリスト」
- ⑦ 記入例一式(借入申込書、借用書、重要事項説明書、収入の減少に関する申立書)

3 ダウンロードした様式に、記入例を参考にしながら必要事項を記載し、チェックリストで必要書類を御確認の上、桶川市社会福祉協議会に御郵送ください。直接、事務所へ提出を御希望される方は、事前に御連絡をお願いします。

※ 「⑤ 世帯の収支状況記入表」と「⑥ チェックリスト」についても、
ご記入の上、一緒に御郵送ください。

【郵送先】

〒363-0012

桶川市末広2-8-8 地域福祉活動センター内

社会福祉法人 桶川市社会福祉協議会 地域支えあい課 行

TEL 048-728-2221

4 申し込みの際の留意事項

- ① 桶川市社会福祉協議会に書類が到着後、書類の不備がないか確認をし、埼玉県社会福祉協議会へ書類を送付しています。申請書等を記入する際は次の点にご注意ください。
 - 消えるボールペンは使用しないでください。
 - 印鑑は、シャチハタを使用しないでください。
 - 修正する場合は、二重線を引き、認印を押し、空いた箇所に正しい表記を記入してください。修正テープ、修正液を使用しないでください。
 - 投函する前に、もう一度記入漏れがないか確認をお願いします。
- ※ 書類に不備がある場合、修正をお願いしますので、貸付申請が遅くなります。ご注意ください。

また、書類申請後、申請内容に不明瞭な点がある場合は、電話で聞き取る場合があります。
- ② 埼玉県社会福祉協議会に書類が到着後、審査を行います。埼玉県社会福祉協議会で書類を受理してから送金までに、7～10営業日程度かかります。
- ③ 本貸付は据置期間後に償還（返済）が伴います。
- ④ 新型コロナウイルス感染症に起因しない理由による借入申込みはできません。
- ⑤ 生活保護受給世帯や、従前から就業していない等収入の減少がない場合は、貸付の対象となりません。
- ⑥ 今回の特例措置では新たに、償還時においてなお所得の減少が続く世帯の償還を免除することができることとなっております。詳細が判明しましたら、あらためてお知らせいたします。

令和2年5月7日

社会福祉法人 桶川市社会福祉協議会